

## 一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月7日

岡山市長 大森雅夫

### 1 入札に付する事項

1	件名	防火衣（貸与品）
2	納入場所	消防企画総務課ほか
3	納入期間	令和8年12月25日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受理した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	防火衣 上衣 52着 防火衣 ズボン 63本
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

### 2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和8年5月15日（金）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（防火衣（貸与品）」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 消防企画総務課 TEL086-234-9972
9	仕様書質問提出先	消防局 消防総務部 消防企画総務課 Eメールアドレス syoubousoumu@city.okayama.jp FAX 086-234-1059
10	仕様書回答掲載期間	令和8年5月18日（月）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和8年5月18日（月） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和8年5月20日（水） 午後4時
15	開札日時	令和8年5月21日（木） 午前10時 0分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	<p>開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <p>① 指名停止等措置状況調書</p> <p>② 納入物品明細書</p> <p><u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u></p>
18	参加資格確認申請書類提出方法	<p>確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（防火衣（貸与品）」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。</p> <p>※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。</p>
19	参加資格確認申請書類受付期間	<p>令和8年5月25日（月）午後5時15分まで</p> <p>（岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）</p> <p>※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。</p>
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者，準市内業者又は市外業者
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様を満たす物品を納入できること</li> <li>使用する表生地に関して、仕様書質問期間終了日までに、生地紡績メーカーの出荷引受書、中衣透湿防水層及びシームテープの試験成績書（写し可）を消防企画総務課経理係へ提出できること。なお、令和5年度以降に消防企画総務課発注の防火衣（消防団用防火衣は不可）を落札した者は提出不要。</li> <li>同等品の場合、仕様書質問期間内に、カタログ及び見本が提出できること</li> </ul>

### 4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜きの総額
2	同等品申請について	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考製品以外の製品で見積もる場合は、仕様書質問期間内に仕様書1.1(4)に示すとおり申請を行うこと。</li> <li>回答は入札・契約ホームページに掲載する。</li> </ul>

## 物品の一般競争入札公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用することができる電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

### 2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
  - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
  - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書は無効とする。

- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

### 3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
  - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
  - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。  
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
  - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することができる。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

### 4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退し

たものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

## 5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要な事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ① 入札書に記名押印がない入札
  - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
  - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
  - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
  - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
  - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

## 6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）

- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

## 8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者とするものとする。

## 9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金が必要  
詳細内容は、別紙1のとおり

## 11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

### ※お問い合わせ先

- パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること  
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話(0120)432-198(直通)
- ICカード及びICカードリーダーに関すること  
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- 入札、契約について  
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階  
岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)

## 1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

### ① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、\*<sup>1</sup>銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

### ② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

## 2 契約保証金について

契約締結に当たっては、**契約保証金**が必要です。次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する* <sup>1</sup> 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付 （納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

\*<sup>1</sup>銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

### 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その\*<sup>2</sup>契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

\*<sup>2</sup>契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

## 再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない  
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、  
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

# 仕様書

防火衣は消火活動・救助活動等における現場活動において、安全性・運動機能性の向上、またヒートストレス軽減を考慮し、上衣丈はショートタイプとし、ズボンについてはハイウエストタイプとする。

この防火衣は、外衣と中衣からなる多層構造とし、特殊立体デザインの上衣とズボンとする。外衣と中衣は各々縫製後、縫い合わせて一体化したものであること。ただし、上衣襟部及び裾部は面ファスナーによる固定方式とする。

防火衣上衣は単体で、防火衣ズボンは当局活動服ズボンを着用した状態で、防火服のISO規格であるISO11999-3タイプ1に準拠したものとする。また、血液・体液を媒介とする感染症病原体から当局隊員を保護するため、透湿防水層には、JIS T8060D及びJIS T8061Dに規定されている人工血液バリア性、ウィルスバリア性試験においてクラス6レベルに適合する素材を用いること。

この防火服の完成質量は、上衣及びズボンの合計2.8kg以下とする（上衣：L寸標準品、ズボン：W95-股下70/サスペンダー無しにて実施）。

## 1 品名

防火衣（貸与品）

【参考基準品】 エミュファイター® DUAL-FINE-FR（岡山市消防局仕様）

## 2 数量

- (1) 上衣 **52着**（うち令和8年度新規採用職員分18着）
- (2) ズボン **63本**（うち令和8年度新規採用職員分18本）

## 3 納入場所

- (1) 消防企画総務課（北区大供一丁目1-1 市役所7階）
- (2) 警防課指揮隊（北区鹿田町二丁目4-1 北消防署2階）
- (3) 情報指令課（北区野殿西町427-1 西消防署4階）
- (4) 北消防署（北区鹿田町二丁目4-1）
- (5) 西消防署（北区野殿西町427-1）
- (6) 中消防署（中区今在家地先）
- (7) 東消防署（東区西大寺南一丁目2-4）
- (8) 南消防署（南区浦安南町495-88）

納入場所の内訳は、別紙1-1「防火衣 納入内訳表」のとおり。

## 4 納入期限

- (1) 新規採用職員分 令和8年 8月31日（月）まで
  - (2) 現職員分 令和8年12月25日（金）まで
- なお、納入日が確定した段階で担当者に連絡すること。

## 5 規格

(1) この防火衣に使用する表地・中衣生地は、〈表1〉、〈表2〉のとおりとする。

〈表1〉

事項		要求性能
【防火衣表地】	組 織	二重織 ・特殊二重織生地とし、裏面にはパラ型アラミドを全面に配すること。 ・裏面パラ型アラミドは黒色（原液着色品）とする。
	密 度	㊦ 81 本以上（2.54cm 間） ㊧ 71 本以上（2.54cm 間）
	混 率	㊨型アラミド 53±5% パラ型アラミド 47±5%
	質 量	215±20g/m <sup>2</sup>
	燃焼性	残炎時間 1 秒以下（測定方法：JIS L 1091 A1 法） 余じん時間 1 秒以下（測定方法：JIS L 1091 A1 法） 炭化面積 10c m <sup>2</sup> 以下（測定方法：JIS L 1091 A1 法）
	制電性	7μC 以下 （測定方法：JIS L 1094 摩擦帯電電荷量測定方法）
	色 相	本体部：ファイアレッド（FR-#RE3） 指定色 配色部：ネビター（NB3） 指定色
	染 色	ファイアレッド、ネビター共に原液着色
【防火衣中衣生地】	組 成	・透湿防水層又は裏地には不織布を用いないこと。 ・透湿防水層及び裏地（遮熱層）の2枚の生地で構成すること。
【防火衣中衣生地】 （透湿防水層）	組 成	アラミド 100%基布にゴア クロステック®メンブレンをラミネートしたもの。
	耐水圧 （上衣・ズボン共）	初期及び洗濯 20 回 294Kpa 以上 （測定方法：JIS L 1092 フィルム面加圧目皿使用）
	透湿度	800 g/m <sup>2</sup> /h 以上（測定方法：JIS L 1099 B2 法）
	人工血液バリア性・ ウイルスバリア性試験	レベル 6 クラス（測定方法：JIS T8060D 及び JIS T8061D）
	その他	透湿防水層目止めテープ（シムテープ）については透湿防水膜と同様の素材（PTFE）を用い、完全に目止めを施すこと。
【防火衣中衣生地】 （遮熱層兼裏地）	組 成	アラミドを主体とした難燃生地とする。
	組 織	上 衣用）特殊膨れ織り：空気層を形成する構造であること。 ズボン用）平織：パラ型アラミドを格子状に配したリップストップ
	質 量	上 衣用）130±15g/m <sup>2</sup> ズボン用）160±15g/m <sup>2</sup>
	色 相	上 衣用）濃紺 ズボン用）濃紺（格子部は生成り色）

<表 2 >

耐炎・耐熱性能	耐炎性 【防火衣積層】	ISO15025:2000A 法 全ての層に貫通した穴あき、着火、熔融、溶解不可 生地積層体表裏にて評価
	熱伝達(火炎ばく露) 【防火衣積層】	ISO9151 HTI <sub>24</sub> ≥ 13s、HTI <sub>24</sub> - HTI <sub>12</sub> ≥ 4s
	熱伝達 (放射熱ばく露) 【防火衣積層】	ISO9151:1995 40Kw/m <sup>2</sup> RHTI <sub>24</sub> ≥ 13s RHTI <sub>24</sub> - RHTI <sub>12</sub> ≥ 4s 平均熱透過率 ≤ 50%
	火炎と放射熱の 両方に対する防護 【防火衣積層】	ISO17492:2003 又は JIS T 8024 TTI ≥ 1,050kJ/m <sup>2</sup> (ISO9151 及び ISO6942 を共に実施している場合は不 必要)
	耐熱性 【防火衣表地】	ISO17493:2000 オープン 180°C5 分、熔融、滴下、分離、 発火不可 収縮率 ≤ 5%
	耐熱性 【ホータン】	ISO17493:2000 又は JIS T 8023 オープン 180°C5 分、熔融、滴下、分離、発火不可。ホータンが 加熱後、機能すること。
	耐熱性 【縫糸・リストレット・反 射材】	ISO17493 又は JIS T 8023 オープン 180°C5 分、熔融、滴下、分離、発火不可。加熱後、 縫糸・リストレット・反射材が機能すること。
	炭化耐性 【防火衣表地】	ISO17493:2000 又は JIS T 8023 オープン 180°C5 分、炭化不可
機械的強度性能	放射熱ばく露後の 引張抵抗 【防火衣表地】	ISO13934-1:2013 法 織地 ≥ 1200N、編地 ≥ 450N
	引裂抵抗 【防火衣表地】	ISO13937-2:2000B 法 織地 ≥ 100N、編地 ≥ 50N
	シーム(縫い目)強度 【防火衣表地】	ISO13935-2:2014 織地: ≥ 225N、編地 ≥ 180N
	液体化学薬品浸透性 【防火衣表地】	ISO6530 40%NaOH、36%HCl、37%H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> 、100%C <sub>8</sub> H <sub>10</sub> 反発指数 > 80% 最内層表面への浸透なし
耐化学薬品性能	表面湿潤性、撥水性 【防火衣表地】	ISO4920:2012 外層撥水度 ≥ 4
防水性能	全熱損失 潜熱損失 【防火衣積層】	(ASTM)F1868-PartC 全熱損失 ≥ 300W/m <sup>2</sup> 、かつ、潜熱損失 ≥ 200W/m <sup>2</sup>  (防火衣外層に機能上必要な補強材、熱反射材、再帰反射 材等を使用している場合はその部位の試験を除く)
快適性能	生地質量 【防火衣積層】	上衣 650g/m <sup>2</sup> 以下 ズボン(下衣) 550g/m <sup>2</sup> 以下
運動性能	洗濯収縮率 【防火衣表地】	ISO5077:2007 織地収縮率 ≤ 5%
その他の性能	反射テプ可視性	国際照明委員会基準(CIE54.2:2001) 又は JIS Z 9117 に より試験し、欧州統一規格の EN469 により評価する。

(2) この防火服に使用する補助材料等は、下記のとおりとする。

使用箇所等	素材・規格
内袖口	アミト <sup>®</sup> 100%ニット
面ファスナー	幅 25mm・50mm・38mm (FAR 難燃・撥水・制電性を有するもの)
反射テープ	当局指示品 幅 75mm 及び 50mm (取付位置は当局と要相談)
ファスナー	YKK 製ファスナー
サスハ <sup>®</sup> ンタ <sup>®</sup> ー	ゴム製テープ 幅 38mm 黒色
押しホック	真鍮製 #7050
縫製糸	メ <sup>®</sup> 型アミト <sup>®</sup> 40 番 (防火服生地と同系色とする。)
冷却材ホ <sup>®</sup> ケット	ナイロンメッシュ 黒色
補強布 (袖口・膝当て・ズボン裾後部)	アラシ <sup>®</sup> ルト <sup>®</sup> 黒色
右胸多機能ループ <sup>®</sup> (モールシステム)	幅 25mm 難燃加工ナイロンテープ 黒色

## 6 縫製

### (1) 全般

ア 糸調子は良好であること。

イ 縫い代は約 1 c m とし表地はオーバーロックを掛け、縫い始めと縫い終わりは、返し針を施すこと。

ウ 各部の縫製は防水構造を用いた縫製とすること。

### (2) 上衣

#### ア 身頃

(ア) ショートタイプの上衣とする。

(イ) 前身頃のハギ脇合わせはオーバーロックを掛け、地縫いをし、片倒し飾り縫いとする。

(ウ) 左前身に幅約 1 0 c m の前立付きとし、前立内側に F A R 難燃・撥水・制電性能を有する面ファスナー (以下「面ファスナー」という) 及びファスナーを縫い付ける。

(エ) 右前身頃に面ファスナーとファスナーを付ける。

(オ) マイクハンガーを前身頃左右に取り付ける。位置については当局と打合せを行い、極力前立て側に寄せること。

(カ) 後身頃は一枚仕立て、裾部についてはロングテールタイプとする。

(キ) 細腹部はネイビー色生地を使用すること。

(ク) 前身頃・後身頃・袖・裾に当局が指示する反射テープを取り付ける。反射テープ取り

付け位置、取り付け形状については概要図を参照し、事前に当局の承認を得た後、本生産を開始すること。

#### イ 襟

- (ア) 表及び裏に共布を用いた襟とし、芯地を入れ、地縫いのうえ、飾り縫いをする。襟部生地はネイビー色とする。
- (イ) 襟巾は後中心で約11cmとする。
- (ウ) 襟の前部にはストラップを取り付け、面ファスナーにて開閉できる構造とする。ストラップ本体には50mm×70mm（フックテープ面）、襟部左側には50mm×70mm（ループテープ面）、襟部右側には幅25mm角丸×3連（ループテープ面）の面ファスナーを縫い付けること。
- (エ) 襟付けは防水構造を用いた縫製とする。
- (オ) 襟吊を設け、襟吊にはかんぬき止めを施すこと。

#### ウ 袖

- (ア) 袖は特殊ハギを用いた4枚袖とし、袖山部及び袖下部はネイビー色生地を使用すること。
- (イ) 運動性を良くする為に後袖山にダーツを設ける。
- (ウ) 袖口にアラミド素材のジャージと浸水防止用透湿防水層を縫い付ける。
- (エ) 袖口には擦れ防止用として幅約3cmの補強布（アラシールド）を縫い付ける。
- (オ) 袖中央部に反射テープを取り付ける。反射テープ素材、取り付け位置については当局と事前に打合せを行うこと。【概要図参照】
- (カ) 袖口裏部に中衣止め用押しホック付ナイロンテープを取り付ける。

#### エ モールシステム

- (ア) 右胸にモールシステムを採用すること。
- (イ) テープ幅25mm（1インチ）の帯（ウェビング）を上下25mm（1インチ）間隔で、4本強固に縫い付けること。帯に取り付けるモジュール（ポケット類）の横ずれ防止のため、38mm（1.5インチ）間隔で縦にもかんぬき止めを施すこと。【詳細は概要図参照】
- (ウ) テープは難燃加工品を使用すること。
- (エ) テープと身頃縫い付け箇所はそれぞれかんぬき止めを施すこと。

#### オ 胸ポケット

- (ア) 左胸に三方風きん雨蓋付きポケットを設けること。
- (イ) ポケットサイズは縦約160mm、横約85mm、マチ幅約40mmとする。
- (ウ) ポケット下部には鳩目穴（水抜き穴）を2箇所設けること。
- (エ) ポケット内部に警笛用ループを縫い付けること。
- (オ) 雨蓋は面ファスナー開閉式とする。
- (カ) 雨蓋中央側（前額側）は無線機アンテナを考慮し、切り込みを入れ、ドット釦にて開閉できる構造とすること。
- (キ) 雨蓋には、防火手袋を着用した状態でも活動に支障が出ないように、つまみを設けること。

#### カ 裾ポケット

- (ア) 口幅約19cmの切りポケットを左右身頃に付け、横幅約23cmの雨蓋付きとする。また、ポケット下端は、十分な強度を有する仕様とすること。
- (イ) 雨蓋は芯地を入れ、面ファスナーを付け、地縫いのうえ、飾り縫いをする。
- (ウ) 切りポケット底部には鳩目穴（水抜き穴）を各2箇所設けること。

#### キ 中衣

- (ア) 中衣は透湿防水層と遮熱層兼裏地からなり、各々を重ね縫いすること。
- (イ) 肩部に難燃フェルトを縫い付けること。
- (ウ) 両脇に保冷材収納用ポケットを縫い付けること。ポケット生地はメッシュとする。
- (エ) 透湿防水層は地縫い及び片倒し飾り縫いをし、PTFE製シームテープで目止めをすること。
- (オ) 右前身頃下部に取扱表示及び所属・氏名片布を縫い付けること。

#### ク 局名・県名表示

- (ア) 背上部に「岡山市消防局」と当局が指定する字体・サイズ・色にて局名表示を行うこと。
- (イ) 裾部に「OKAYAMA F. D.」と当局が指定する字体・サイズ・色にて県名表示を行うこと。

### (3) ズボン

#### ア 身頃

- (ア) ハイウエストタイプのズボンとする。
- (イ) ズボンの形状は、最初から「く」の字の様に曲がっているデザインとし、防火服用安全ベルトにより支持するものとする。
- (ウ) 内股部・脇部に運動性を良くするための特殊ハギを入れる。
- (エ) 身頃裾部はネイビー色生地を使用すること。
- (オ) 脇縫い・内股縫い・尻縫いは裁ち目にオーバーロックを掛け、地縫いをして片倒し飾り縫いとする。

#### イ 前立て

- (ア) 前立てはファスナー及び面ファスナーの併用仕立てとし、押しホックで止める構造とする。
- (イ) 押しホックの裏側には透湿防水層の当て布を付ける。

#### ウ 大腿部ポケット

- (ア) 両大腿部に二方風きんポケットを設けること。
- (イ) ポケットサイズは縦約200mm、横約175mm、側面マチ幅約40mm、下面マチ幅約35mmとする。
- (ウ) ポケット下部には鳩目穴（水抜き穴）を設けること。
- (エ) 雨蓋は面ファスナー開閉式とする。
- (オ) 雨蓋には、防火手袋を着用した状態でも活動に支障が出ないように、つまみを設けること。
- (カ) 雨蓋背面側（後側）は安全ベルトランヤード収納を考慮し、切り込みを入れ、ドット釦にて開閉できる構造とすること。

## エ 膝部

- (ア) 運動性を良くする為に膝部はバイヤス裁ちとする。
- (イ) 膝部に補強布（アラシールド）を縫い付けること。【概要図参照】

## オ 腰部

- (ア) ベルト通し（有効幅9 cm）を5本縫い付け、右前ベルト通し下にサイズマークを挟み縫いする。
- (イ) ベルト通し取り付け位置については、事前に当局と打合せを行い承認を得た後、本生産を開始すること。
- (ウ) ベルト通し下部左右にはかんぬき止めを施すこと。
- (エ) ハイウエスト内側部には補強として難燃フェルトを挿入し、ハイウエストの倒れこみ防止措置を講じること。
- (オ) ハイウエスト部の倒れ込みを防ぐため、サスペンダーで補助する構造とすること、前身頃上部及び腰裏部に外衣共生地にてサスペンダー受け金具支持台を縫い付ける。端末部分にはかんぬき止めを施す。取り付け位置は概要図を参照し、事前に当局の承認を得ること。
- (カ) サスペンダーは3点式とし、防火服ズボン1着につき1本付属させること。
- (キ) ハイウエストの間口にゆとりを持たせ、様々な体勢においても腹部への圧迫感を軽減する構造とすること。

## カ 裾

- (ア) 両裾から約10 cm上の位置に、当局が指定する反射テープを取り付ける。反射テープ素材、取り付け位置については当局と事前に打合せを行い承認を得ること。
- (イ) 裾口脇側に開閉ファスナー（長さ33 cm標準）を取り付ける。
- (ウ) 裾口前部はギャザー式ゴム絞りタイプとする。使用するゴムは縦6 cm横約18 cmを標準とする。
- (エ) 裾後部は擦り切れ防止のため、補強布（アラシールド）を縫い付ける。補強布は台形状とする。
- (オ) 中衣固定のため、押しホック付ナイロンテープを取り付けること。

## キ 中衣

- (ア) 中衣は透湿防水層と遮熱層兼裏地からなり、各々を重ね縫いすること。
- (イ) 透湿防水層は地縫いをし、片倒し飾り縫いを施し、PTFE製シームテープで目止めをする。
- (ウ) 膝部に難燃フェルトを縫い付ける。
- (エ) 裾口はバイアステープで始末すること。
- (オ) 左腰裏に取扱表示及び所属・氏名片布、サイズマークを縫い付ける。
- (カ) 裾長、袖長の長さ如何に関わらず防水性能を有する仕様とすること。

## 7 サイズ

### (1) 上衣

上衣（標準）L寸については下記のとおりとし、これに準じてS、M、LL、3L、4LおよびBM、BL、BLL、B3L、B4Lの設定を行うこと。

また、衿丈については採寸により±5cm単位での調整対応をすること。

単位：cm

	胸囲	前丈	着丈	衿丈	腕まわり	裾囲
L (標準型)	124	60	75	83	50.5	120

(2) ズボン

ズボンW95-股下70寸については下記のとおりとし、これに準じてW80、W85、W90、W100、W105、W110、W115、W120の設定を行うこと。

また、股下については採寸により±5cm単位での調整対応をすること。

単位：cm

	ウエスト	渡り幅	股上	股下
W95-70	95	39	35	70

## 8 採寸

「2 数量」で記載している令和8年度新規採用職員分以外の防火服については、「7 サイズ」に示したとおりの各サイズの現品見本により、各人の着せ付け採寸を行い、入念にそのサイズを決定するものとする。なお、採寸は10日間程度の予定で、消防局、各消防署その他で実施することとし、詳細については協議し決定する。

## 9 納入方法

- (1) 上衣とズボンそれぞれを1着ごと袋に入れ、表面に氏名を明記し、納入場所ごとに梱包して納入すること。
- (2) 検収はそれぞれの納入場所において消防局職員が立会いの上で行い、別紙2「納品検収表」の検査立会人職氏名欄に記名を受けること。

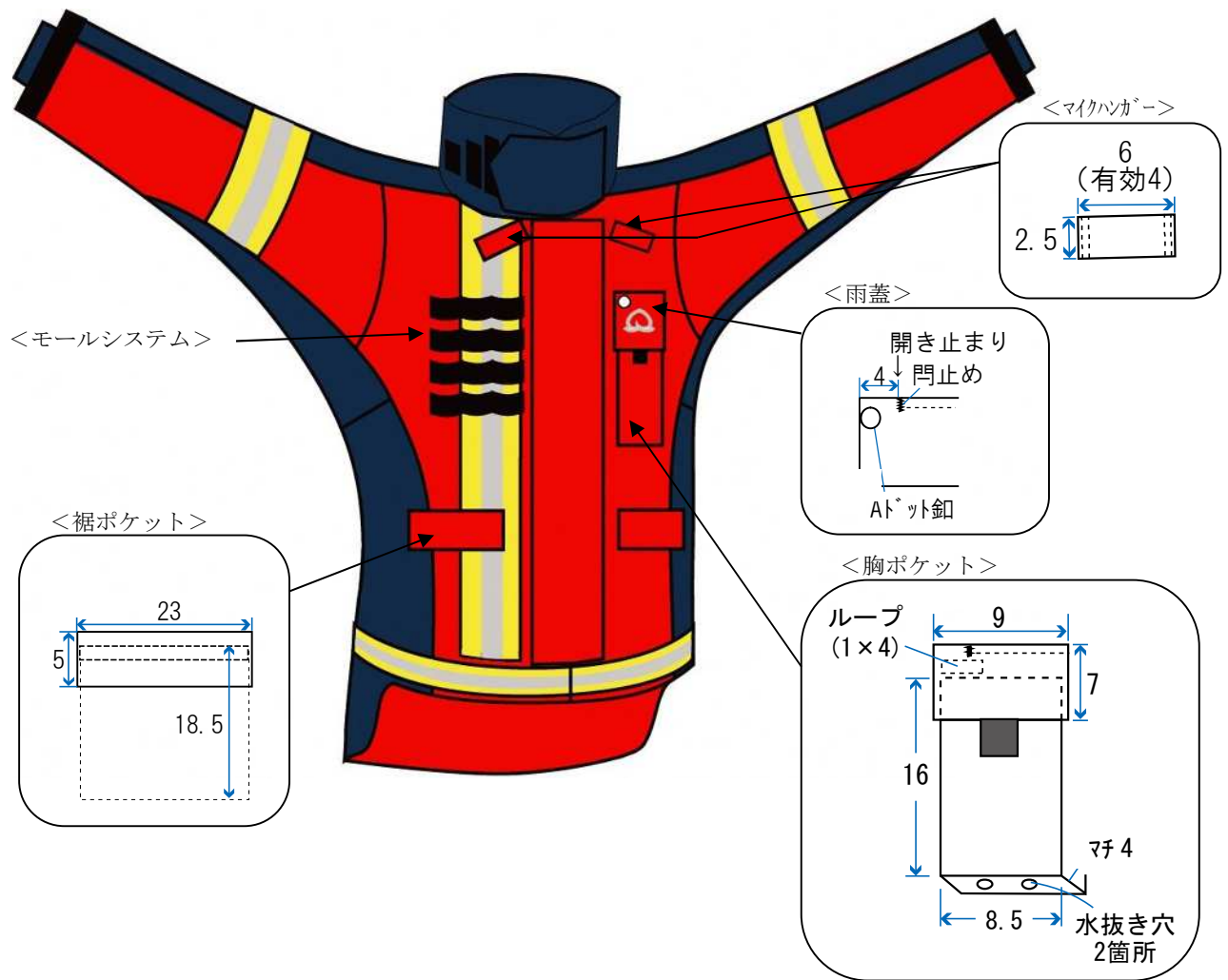
## 10 担当者

消防局消防総務部 消防企画総務課経理係  
杉山 (TEL 086-234-9972)

## 11 その他

- (1) 使用する表生地に関して、仕様書質問期間終了日までに、生地紡績メーカーの出荷引受書、中衣透湿防水層及びシームテープの試験成績書(写し可)を消防局消防企画総務課経理係担当者へ提出すること。なお、令和5年度以降に消防企画総務課発注の防火衣(※【注意】消防団用防火衣は不可)を落札した者は提出の必要なし。
- (2) 仕様書に不明な箇所がある場合、当局見本品にて確認し承認を得ること。応札者の独自判断での解釈は認めない。
- (3) 落札業者は仕様書に記載がない部分については、当局と打ち合わせるものとする。
- (4) 参考製品以外の製品で見積もる場合は、公告文に示す仕様書質問期間内に仕様書質問方法(FAXまたはEメール)によりカタログ等添付の上、同等品認定を申し出ること。  
あわせて、見本品を消防企画総務課へ提出すること。  
回答は、入札・契約ホームページに掲載する。

【概要図 上衣】



<背文字>

背文字表記については  
 字体・サイズ・色含め、当局と  
 打合せを行い実施すること。

【概要図 ズボン】



## 防火衣 納入内訳表（令和8年度新規採用職員分）

### （1）防火衣上衣

単位：着

No.	サイズ		M	L	L	LL	3L	3L	BL	BLL	BLL	B3L	計
	納入場所	裾丈調整	▲ 5 cm	▲ 5 cm	0 cm	0 cm	▲ 5 cm	0 cm	0 cm	0 cm	+5 cm	0 cm	
1	北消防署				1		2			1			4
2	西消防署			2		1						1	4
3	中消防署		1						1	1			3
4	東消防署					3					1		4
5	南消防署			1		1		1					3
サイズ別計			1	3	1	5	2	1	1	2	1	1	18

### （2）防火衣ズボン

単位：本

No.	サイズ		W85	W85	W90	W95	W100	W100	W110	計
	納入場所	股下調整	▲ 10 cm	▲ 5 cm	▲ 5 cm	▲ 5 cm	▲ 5 cm	0 cm	▲ 5 cm	
1	北消防署			1		1	2			4
2	西消防署			1	1	1		1		4
3	中消防署		1		1				1	3
4	東消防署				3				1	4
5	南消防署			1	1	1				3
サイズ別計			1	3	6	3	2	1	2	18

## 防火衣 納入内訳表 (現職員分)

### (1) 防火衣上衣

単位：着

No.	納入場所	納入数量
1	警防課指揮隊	1
2	北消防署	14
3	西消防署	5
4	中消防署	2
5	東消防署	8
6	南消防署	4
総計		34

### (2) 防火衣ズボン

単位：本

No.	納入場所	納入数量
1	消防企画総務課	1
2	警防課指揮隊	1
3	情報指令課	2
4	北消防署	16
5	西消防署	4
6	中消防署	6
7	東消防署	10
8	南消防署	5
総計		45

※各サイズについては、現品見本による着せ付け採寸後に決定します。

## 納品検収表（令和8年度新規採用職員分）

納入場所		納入品目	納入数	納入日	検査立会人 自署欄	
場所名	住所				職名	氏名（フルネーム）
北消防署	北区鹿田町二丁目4-1	防火衣上衣		令和 年 月 日		
西消防署	北区野殿西町427-1	防火衣上衣		令和 年 月 日		
中消防署	中区今在家地先	防火衣上衣		令和 年 月 日		
東消防署	東区西大寺南一丁目2-4	防火衣上衣		令和 年 月 日		
南消防署	南区浦安南町495-88	防火衣上衣		令和 年 月 日		
北消防署	北区鹿田町二丁目4-1	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
西消防署	北区野殿西町427-1	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
中消防署	中区今在家地先	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
東消防署	東区西大寺南一丁目2-4	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
南消防署	南区浦安南町495-88	防火衣ズボン		令和 年 月 日		

## 納品検収表（現職員分）

納入場所		納入品目	納入数	納入日	検査立会人 自署欄	
場所名	住所				職名	氏名（フルネーム）
警防課指揮隊	北区鹿田町二丁目4-1 北消防署 2階	防火衣上衣		令和 年 月 日		
北消防署	北区鹿田町二丁目4-1	防火衣上衣		令和 年 月 日		
西消防署	北区野殿西町427-1	防火衣上衣		令和 年 月 日		
中消防署	中区今在家地先	防火衣上衣		令和 年 月 日		
東消防署	東区西大寺南一丁目2-4	防火衣上衣		令和 年 月 日		
南消防署	南区浦安南町495-88	防火衣上衣		令和 年 月 日		

## 納品検収表（現職員分）

納入場所		納入品目	納入数	納入日	検査立会人 自署欄	
場所名	住所				職名	氏名（フルネーム）
消防企画総務課	北区大供一丁目1-1 市役所7階	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
警防課指揮隊	北区鹿田町二丁目4-1 北消防署2階	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
情報指令課	北区野殿西町427-1 西消防署4階	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
北消防署	北区鹿田町二丁目4-1	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
西消防署	北区野殿西町427-1	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
中消防署	中区今在家地先	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
東消防署	東区西大寺南一丁目2-4	防火衣ズボン		令和 年 月 日		
南消防署	南区浦安南町495-88	防火衣ズボン		令和 年 月 日		

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

㊞

令和8年5月7日 付けで公告のあった**防火衣(貸与品)**  
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条  
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と  
相違ないことを誓約します。

# 指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている  (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

# 納入物品明細書

令和 年 月 日

申請者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

防火衣(貸与品)

(消費税又は消費税相当額を除く)

品名	メーカー、型番	単価	数量	金額
防火衣 上衣			52	
防火衣 ズボン			63	
計 (=入札金額)				

# 令和8年度10月入札契約制度の改正について

令和8年3月16日

適切な価格転嫁及びダンピング受注の防止対策として、次のとおり物品製造の請負（印刷や車両など）に低入札価格調査及び最低制限価格制度を導入します。

なお、令和8年10月1日以降に公告等を行う契約を対象とします。

## 1 最低制限価格制度

対象の入札において、最低制限価格未滿の場合は、失格とします。

### ① 対象

物品製造の請負における

許容価格が400万円超4,000万円（※注）未滿の入札

### ② 最低制限価格

許容価格の3分の2

## 2 低入札価格調査制度

対象の入札において、低入札価格調査基準価格未滿の場合は、調査により落札者とするか否かを決定します。

### ① 対象

物品製造の請負における

許容価格が4,000万円（※注）以上の入札

### ② 低入札価格調査基準価格

許容価格の75%

### ③ 調査

適正な履行がなされるか否かについて、書類審査、聞き取り等による調査を行う。

### ④ 失格の場合

次順位者を落札候補者とする。

※注 令和8年4月から令和10年3月までの間に契約する場合は、4,000万円ですが、この基準額は2年ごとに見直しが行われます。

岡山市財政局財務部契約課

物品契約係 TEL(086)803-1156  
E-mail:keiyaku@city.okayama.jp